

令和 6 年度 玉名市介護給付適正化の取組方針（抜粋）

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者がルールに従って適切に提供するようにすることです。介護給付の適正化を図るため、第 9 期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、以下の内容について取り組みます。

1 要介護認定の適正化

（省略）

2 ケアプラン等の点検

受給者にとって真に必要なサービスを過不足なく提供するため、ケアマネジメント業務の適切な実施など適切な給付がルールに従って適切に実施されることを目的に、以下の内容について実施する。

1) ケアプラン点検

玉名市内の指定居宅介護支援事業所・玉名市包括支援センターの介護支援専門員 1 名につき 2 事例の提出を依頼。専門事業所に委託し提出されたケアプランを点検し、必要に応じて協働点検及びフォローアップを行う。また、必要に応じて修正したケアプランの提出を依頼する。

なお、本市が目指すケアプラン点検は下記のとおりである。

めざすケアプラン点検像

- ① 介護支援専門員の資質向上のための支援となっている（ケアマネジメントのスキルや意識の向上）
- ② 自立支援に資するケアプラン作成に向けた支援となっている（ケアプラン内容の改善）
- ③ 居宅介護支援事業所・介護支援専門員と保険者とのコミュニケーション促進となっている
- ④ 保険者と介護支援専門員が共に確認しあい、一緒にレベルアップを図る姿勢が共有できている
- ⑤ 介護支援専門員が再度点検を受けたいと感じる
- ⑥ ①～⑤についてアンケート等によりこれらの効果測定ができる
- ⑦ 事業所ごとのケアプランの傾向や特色がつかめる
- ⑧ 複数の介護支援専門員が抱えている類似した悩みやつまずきから介護支援専門員全体の課題が把握できる
- ⑨ ケアプランの全体的な傾向から地域共通の課題が把握できる

令和 6 年度 玉名市介護給付適正化の取組方針（抜粋）

2) 住宅改修の点検

事前申請書の審査時にリハビリテーション専門職と書類の点検を行う。

点検実施の際は、ケアプランに沿った自立支援や重度化防止、介護者の介護負担の軽減につながる支援となっているか、その費用は適切であるか等について、ケアプランとの整合性についても点検し助言、提案を行う。

また、申請者宅を訪問し点検を行う際は、介護支援専門員の立会いのもと、被保険者の動作状態や介護状況を確認し、必要に応じて追加改修、福祉用具の提案、自主訓練などの助言や提案を行う。

3) 福祉用具購入・貸与調査

訪問調査等を行い福祉用具の必要性や利用状況等について点検を行う。

- ① 特定福祉用具購入については、購入前に受給者の身体状況に合った福祉用具が選定されているか、購入に係る申請書、ケアプラン等の点検を行い、必要に応じて訪問調査を行う。
- ② 福祉用具貸与については、国保連合会から提供される給付実績帳票（適正化システムによる帳票）を活用し調査対象者を選定し、ケアマネジャー、貸与事業者へのヒアリングや、訪問調査による利用状況の確認を行う。

なお、本市が目指す住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検は下記のとおりである。

めざす住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検像

- ① 不適切又は不要な住宅改修、福祉用具の購入、貸与を排除する
- ② 自立支援に資する申請に向けた支援になっている
- ③ 介護給付費の適正化につながる
- ④ ①～③に関してこれらの効果測定ができる
- ⑤ 事業所ごと申請内容の傾向や特色がつかめる
- ⑥ 申請内容の全体的な傾向から地域共通の課題を把握できる

3 サービス提供体制及び介護報酬の適正化

不適切な給付の削減のため、以下の内容について実施する。

1) 医療情報を用いた点検（医療情報との突合）

介護保険サービス受給者の医療や入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性について点検を行う。特に介護サービス受給者の入院中の実績についての確認を重点的に行う。

2) 複数月にまたがった介護保険給付情報の点検（縦覧点検）

受給者毎に複数月にまたがる支払情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検をおこなう。前年度までに過誤件数が多かった初回加算の算定誤りについては重点的に点検を実施する。

※医療情報との突合、縦覧点検については国保連合会と連携して行う。調査票やヒアリングによる点検に加え点検の確実性を高めるため、併せてケアプラン等の点検も実施する。